

# 40年 廃炉 60年

## あれ？なんで40年なんだっけ？

### 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

参考資料①

#### 第43条の3の32

発電用原子炉設置者がその設置した発電用原子炉を運転することができる期間は、当該発電用原子炉の設置の工事について **最初に** 第43条の3の11第1項の検査に **合格した日から起算して40年** とする。

2.前項の期間は、その満了に際し、原子力規制委員会の認可を受けて、**1回に限り延長することができる。**

3.前項の規定により **延長する期間は、20年を超えない期間** であつて政令で定める期間を超えることができない。

### 原子力規制委員会設置法 附則

参考資料②

この条文は  
原子力規制委員会設置法附則 **第17条**  
で元の法律に追加されています。

#### 附則第97条

附則 **第17条** 及び第18条の規定による改正後の規定については、

その施行の状況を勘案して **速やかに検討が加えられ、**  
必要があると認められるときは、  
その結果に基づいて **所要の措置が講ぜられるものとする。**

### 原子力規制委員会設置法案に対する附帯決議（参議院）

参考資料③

23

本法附則に基づく改正原子炉規制法の見直しにおいては、  
**速やかに検討を行い、** 原子力安全規制の実効性を高めるため、  
**最新の科学的・技術的知見を基本に、**  
**国際的な基準・動向との整合性を測った規制体系とする** こと。

ああ、なんか今後見直しもあり、な感じ。。。。

そもそも40年という数字の根拠については？  
当時の野田首相が高市早苗氏の質問主意書に答えています。

## 2012年2月17日 発電用原子炉の運転可能期間を「40年」または「60年」と定める 科学的根拠等に関する質問に対する答弁書

参考資料④

質問：40年の技術的根拠は？

原子炉設置許可の審査において、重要な設備、機器等について中性子照射脆化等の設計上の評価を運転開始後40年間使用されることを想定して行っていることが多いことを考慮し、原則として40年としたものである。

質問：60年の技術的根拠は？

現在行われている高経年化の技術評価が60年間を一つの目安として設備、機器等の評価がなされていること等を考慮したものである。

関連して、もう1つ高市早苗氏の質問主意書への答え

## 2012年2月17日 米国に於ける「発電用原子炉の運転可能期間」に対する評価に関する 質問に対する答弁書

参考資料⑤

質問：米国は最初の認可期間40年、その後20年毎に更新可能(60年制限なし)  
これは参考にしたのか？

米国の制度も参考に検討を行ったものである

質問：米国では2011年末までに71基のプラントが更新認可済。  
多くのプラントが60年運転を行いそうな米国の現状は安全上のリスクが高い状態と考えるか？

一般論として、  
発電用原子炉の運転期間の長期化による設備、機器等の経年劣化等により安全上のリスクが増大することは考えられるが、(中略)  
政府としては、米国の原子力安全規制の下での原子力発電所の安全性を評価する立場にない。

### 少しだけ感想を

野田政権の出した40年、60年の根拠を見ると、今までの評価基準がそうだったから、というだけ。ということは、その評価基準が変わればあっさり崩れてしまう根拠です。米国の例を出されて何も言えないのも、その根拠の弱さが一つの理由なのかもしれません。前ページにあるように、40年、60年を規定している法律そのものに「速やかな見直し」と明記されています。つまり40年(60年)廃炉のルールすら実はグラグラな状態です。

こういった法律に始まり、エネルギー基本計画、電源構成目標。。。その時代の政権に関係なく、全てが原発維持の方向へ地ならしされているように思えてなりません。日本の官僚すげえなあ。。っというかこの力を原発なくす方へ発揮して欲しいのですが。

### 参考資料

- ①e-gov 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」  
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO166.html>
- ②衆議院HP 第180国会 制定法律の一覧「原子力規制委員会設置法」  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_housei.nsf/html/housei/18020120627047.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/18020120627047.htm)
- ③原子力規制委員会HP 原子力規制委員会設置法「参議院決議文」  
<http://www.nsr.go.jp/nra/gaiyou/about.html>
- ④衆議院HP 第180回国会 質問の一覧No.57  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b180057.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b180057.htm)
- ⑤衆議院HP 第180回国会 質問の一覧No.58  
[http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b180058.htm](http://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon.nsf/html/shitsumon/b180058.htm)